

令和2年11月19日
青森県危機対策本部

新型コロナウィルス感染症に係る県主催イベント・行事等の開催 の考え方と開催時における対策について

- 11月19日から以下のとおりとする。

1 基本的な考え方

- 県主催のイベント・行事等については、原則として、三つの密（密集・密閉・密接）の発生とともに、大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が想定されないときには、適切な感染防止対策を実施したうえで開催する。
- 収容率・人数上限については、「イベント開催制限の考え方について」に準じることとする。

2 イベント・行事等開催時の感染防止対策について

- イベント・行事等開催時には、ソーシャルディスタンシングの考え方に基づき、以下の項目など取りうる限りの感染防止対策を徹底する。

- 必要に応じ入場者の制限や誘導等を行うこと
- 参加者間の距離はできるだけ2m（最低でも1m）程度を確保すること
- 会場にアルコール手指消毒液を設置すること
- 会場の換気を十分行うこと
- 参加者への手洗いの推奨を行うこと
- 参加者にマスク着用や咳エチケットの徹底を要請すること
- 発熱や風邪症状がみられる方には参加自粛を協力要請すること
- 妊婦、高齢者及び基礎疾患をお持ちの方で、感染リスクを心配される方には参加自粛を協力要請すること
- 上記の他、「イベント開催制限の考え方について」を参考とし必要な取組を実施すること

※ 新型コロナウィルス感染症の今後の国内における感染の広がりや県内での発生状況等に応じて適宜見直すこととする。